

青森県報

号外第三十一号

平成二十一年
四月一日

(水曜日)

目 次

規 則

青森県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則…………… (林政課) …… 一

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (財政課) …… 一

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正…………… (総務学事課) …… 一

青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正…………… (同) …… 二

青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正…………… (同) …… 二

包括外部監査契約の締結…………… (行政経営) …… 二

農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正…………… (推進室) …… 二

農業委員会交付金の市町村に対する配分の基準の一部改正…………… (構造政策課) …… 二

青森県立郷土館の特別展の使用料の額及び常設展の特定期間…………… (同) …… 二

…………… (教育庁文化) …… 三

…………… (財保護課) …… 三

公安委員会…………… (警務課) …… 三

規 則

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 三

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則の一部を改正する規則…………… (少年課) …… 四

規 則

青森県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

青森県林業種苗法施行細則(昭和四十五年十二月青森県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の(その一)中「**種苗試験センター**」を「**地方独立行政法人青森県種苗試験センター**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百二十一号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「**浜松市**」の下に、「**岡山市**」を加える。

青森県告示第二百二十二号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第九号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改め、第十号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に、「職務」を「身分」に改め、第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号から第五十六号までを一号ずつ繰り上げる。

青森県告示第二百二十三号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表青森県住宅供給公社の項を削り、表社団法人青い森農林振興公社の項の次に次のように加える。

社団法人青森県観光連盟

青森市安方二丁目一の四〇

青森県告示第二百二十四号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表青森県住宅供給公社の項を削り、表社団法人青い森農林振興公社の項の次に次のように加える。

社団法人青森県観光連盟

青森市安方二丁目一の四〇

青森県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成二十一年度に係る包括外部監査契約を締結したため、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十一年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

大坂 健藏

青森市浪打二丁目二の二二

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百二十六号

平成十八年四月一日青森県告示第二百八十六号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表二アールの項中「三戸郡南部町」を削る。

青森県告示第二百二十七号

平成十年十月二日青森県告示第六百四十九号（農業委員会交付金の市町村に対する配分の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号中「農林業センサス（昭和二十四年統計委員会告示第一号の指定統計第二十六号をいう。以下同じ。）」を「農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査」に改め、第三号中「農林業センサス」を「農林業センサス規則第一条の調査」に改める。

青森県告示第二百二十八号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成二十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区		分		金額（一回につき）
「妖怪展 神・もののけ・祈り」の観覧		個人	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	
		一般	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円） 五百円
団体（二十人以上のものに限る。）	一般	一人につき	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円） 二百六十円	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、三百二十円） 四百円
一般	一人につき	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円） 二百六十円	（特別展の開催の前日までに納付する場合には、三百二十円） 四百円	

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成二十二年一月一日から同年二月二十八日まで

公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第五号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

青森県警察職員定員表

区分 本部、署名	警視	警部	警部補	巡査長	巡査	小計	一般職員	合計
県警察本部	61	102	247	148	90	648	265	913
青森警察署	4	9	77	123	126	339	18	357
青森南警察署	1	4	7	11	7	30	4	34
外ヶ浜警察署	1	3	9	11	3	27	4	31
大間警察署	1	3	5	7	5	21	3	24
むつ警察署	2	5	19	21	29	76	8	84
野辺地警察署	1	6	15	16	13	51	4	55
弘前警察署	5	8	61	71	88	233	15	248
鱒ヶ沢警察署	1	5	9	16	8	39	4	43
つがる警察署	1	4	11	16	10	42	4	46
五所川原警察署	3	7	26	33	40	109	9	118
板柳警察署	1	3	6	7	5	22	3	25
黒石警察署	3	8	21	32	36	100	8	108
八戸警察署	4	8	64	80	118	274	22	296
三戸警察署	1	4	12	9	16	42	4	46
五戸警察署	1	4	5	11	4	25	4	29
十和田警察署	2	5	20	23	35	85	7	92
七戸警察署	1	4	10	10	14	39	4	43
三沢警察署	2	5	17	18	35	77	9	86
合計	96	197	641	663	682	2,279	399	2,678

別表

この規則は、公布の日から施行する。

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀子

青森県公安委員会規則第六号

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則の一部を改正する規則

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則（平成八年十二月青森県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例第十一条第二項第五号」を「条例第十一条第二項第六号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭